

土木工事特記仕様書

(都市公園)岩殿山公園災害復旧工事

大 月 市

第1章 総則

第1節 一般事項

第1条 工事概要

本工事は、大月市の発注する(都市公園)岩殿山公園の災害復旧を請負により施工するもので、工事の概要は以下のとおりである。

1. 工事名

(都市公園)岩殿山公園災害復旧工事

2. 工事の場所

大月市賑岡町強瀬地内

3. 工事の概要

1号箇所 復旧延長 L=9.4m

吹付法枠工(F300-1500×1500) L=131m

枠内吹付工(植生基材吹付) A=66m²

鉄筋挿入工(D19 L=2.5m) 14本

2号箇所 復旧延長 L=41.7m

土工 一式、吹付法枠工(F300-1500×1500) L=358m

枠内吹付工(植生基材吹付) A=181m²

鉄筋挿入工(D19 L=3.0m) 44本

鉄筋挿入工(D19 L=3.5m) 34本

路側ブロック積工 A=34m²

3号箇所

水道施設復旧 一式

4. 工事時間及び交通規制方法

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分の昼間作業とする。

施工時間中及び施工時間外は通行止めとする。なお、施工条件に変更が生ずる場合には、監督員と協議するものとする。

5. 現場代理人・主任技術者の配置について

請負額(税込み)の合計が3,500万円未満の工事は、平成28年9月1日施行の「大月市発注工事に関わる現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置実施基準」に基づき、現場代理人の兼任を認める対象工事とする。

6. 発生残土処理

本工事により発生する建設発生土は、県指定公共工事建設発生土処分地に処理するものとする。

建設発生土の運搬距離は0.3kmとする。ただし、これにより難しい場合は監督員との協議により変更できるものとする。

7. 建設副産物処理

本工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当廃棄物処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処分するものとする。

8. 工事共通仕様書

本工事の共通仕様書は、平成29年10月1日改定 山梨県県土整備部発行 建設工事

必携(土木工事共通仕様書)を適用とするものとする

9. その他

①提出書類

提出書類を工事請負契約関係の書式集及び「大月市請負土木工事ハンドブック」(平成28年9月1日改訂)を参考に提出するものとする。これに定めなきものは、監督員と協議の上、提出するものとする。

②工事に対する地域住民等の理解と協力について

請負者は、来園者及び地域住民等に工事に対する理解と協力を得るとともに、必要に応じて工事状況等の周知を図るものとする。また、災害復旧工事の必要性を認識し工事完成まで来園者及び地域住民等とのトラブルがないよう最大の注意を払うものとする。

③施工体制台帳の提出について

請負者は、下請契約が3,000万円以下の場合でも、下請契約がある場合には施工体制台帳及び施工体系図を工事着手前に速やかに提出しなければならない。

④工事に伴い知り得た個人情報、工事の完成目的以外に用いてはならない。また、必要に応じ個人情報保護に関する法令及び条例を遵守するものとする。

⑤工事施工にあたっては、建設業法、道路法、道路交通法、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、関係諸官庁への届出及び許可申請手続き等を、速やかに行い監督員に報告するものとする。

第2節 安全対策

第2条 安全対策

1. 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により一ヶ月あたり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ②本工事における内容等の周知徹底
- ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④本工事における災害対策訓練
- ⑤本工事現場で予想される事故対策
- ⑥その他、安全訓練等として必要な事項

2. 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち、本工事の内容に応じた安全訓練等の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練の実施状況をビデオ等または工事報告(工事日報及び写真帳)に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

4. 特記事項に記載なき事項

当特記仕様書に記載なき事項に関しては、その都度監督員と協議するものとする。

第3条 防護施設

工事施工に必要な防護施設の設置にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、経済性、細部構造等について請負者が十分に検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。

第3節 工事全般

第4条 工事中仮設道路及び資材置場等について

工事中仮設道路及び資材置き場等を任意に設置する場合、監督員と協議の上、規模構造等については必要最低限度とし工事終了後は原形に復するものとする。また、これに要する費用は請負者の負担とするものとする。

第5条 再生資源利用計画(実施)書および再生資源利用促進計画(実施)書の提出

請負者は、工事請負代金額(消費税を含む)100万円以上の全ての工事(廃棄物、副産物の有無に関わらず)について、「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」により作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部(紙)を監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初出力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データをCD等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」は下記の方法により入手すること。
国土交通省ホームページからダウンロード

URL <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

第6条 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1. 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間:工事始期日以降30日以内)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

2. 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日(「完成検査結果通知書」等における日付)とする。

第4節 完成図書

第7条 工事实績情報サービス(CORINS)登録

請負者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金額が2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うこと。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略することができる。

第5節 その他

第8条 その他

1. この特記仕様書に記載なき事項については、山梨県県土整備部建設工事必携(土木工事共通仕様書)によることとする。これにより難しい場合は監督員と協議し決定するものとする。